

交通不便地域の指定申請について (タワラモトンタクシー利用料金助成事業に係る国補助金の申請)

- ・この度、タワラモトンタクシー利用料金助成事業について上記補助金を申請する。
- ・補助金申請の要件の1つとして、事業実施が交通不便地域におけるものとあり、補助金申請にあたって地方運輸局長より交通不便地域の指定を受ける必要がある。
- ・協議会として交通不便地域指定申請書を提出する必要があり、提出資料は別紙案のとおりである。

《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について》

◇目的

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続する路線または交通不便地域の移動確保を目的とした路線の運行についての支援制度

◇補助対象事業者

活性化法法定協議会

◇補助率

1/2 (市区町村から運賃低廉化の支援を受ける乗用タクシー事業に限り、上限100万円)

◇スケジュール (予定)

R4.6月 協議会開催 (交通不便地域の指定を受けた後に再度、本申請に際し協議。地域公共交通計画の策定・配布)

R4.6月 計画認定申請

R4.9月 計画認定

R4.10月～R5.9月 事業実施

R5.11月 補助金交付申請

R6.2月 交付決定及び額の確定